

山梨大学大村智記念学術館大村記念ホールにおけるスタインウェイ社製グランドピアノの使用に関する取扱い

令和4年3月

(目的)

第1 この取扱いは、山梨大学大村智記念学術館規程（以下「学術館規程」という。）第18条に基づき、「山梨大学大村智記念学術館大村記念ホール」（以下「ホール」という。）に設置したスタインウェイ社製グランドピアノ（以下「グランドピアノ」という。）を、本学の貴重な財産として長期間に亘り良好な状態を保ちながら、使用者が適切な手順で丁寧に使用できるよう、必要な事項を定めるものである。

(使用者)

第2 使用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 学内者（本学の教職員（附属学校園含む）、本学学生）
- (2) 学外者（学長が認めた者に限る。）

(使用条件)

第3 グランドピアノの使用にあたっては次の条件によるものとする。

- (1) 本学教職員にあつては、音楽関係の教育（授業等）、研究、地域貢献を目的としたもの及び本学主催の行事に限定し使用できるものとし、それ以外の目的での使用は練習を含め不可とする。
- (2) 本学学生は、音楽関係の授業、研究を目的としたものに限定し、かつ本学教員の立ち合いがある場合にのみ使用できるものとし、課外活動での使用を不可とする。
なお、立ち会い教員は、事前に本学音楽教員から使用する際の注意事項の確認を受けるものとする。
- (3) 学外者にあつては、高等教育機関等で音楽を専門に修学した音楽家、音楽教師又はこれらの者が主催者若しくは責任者として立ち会う発表会、演奏会等を目的としたものに限定して使用できるものとする。
- (4) クラシック音楽・アコースティック音楽での使用を原則とし、グランドピアノ内部に、マイクを仕込んだり、器具を使用して特殊な音響効果を狙うような使用や、スポットライト等を持ち込んでグランドピアノを照らしたり、装飾器具を装着する等の使用は禁止する。
- (5) グランドピアノに損傷等の恐れがあると判断した場合は、使用を認めない。

2 前項に定めるもののほか、学外者の使用にあたっては、本学が指定した調律師により、必ず調律を事前に行うものとし、調律に要する時間である2時間を含めて使用申請をしなければならない。

(使用申込手続)

第4 使用申込手続は、次のとおりとする。

- (1) 学内者にあつては、ホール使用申請にあわせて、原則、使用日の6ヶ月前から7日前までに使用申請書（別紙様式）に必要事項を記載の上、学長に提出し、その許可を得なければならない。
- (2) 学外者にあつては、ホール使用申請にあわせて、使用日の6ヶ月前から3ヶ月前までに使用申請書（別紙様式）に必要事項を記載の上、学長に提出し、その許可を得なければならない。

(使用料金等)

第5 使用料金等は次のとおりとする。

(1) 学内使用者の使用料は、学術館規程第9条及び第13条第1項第6号の規定に基づき使用料を無償とする。

なお、学内使用者が学術館規程第13条第1項第6号に該当しない場合は、学外使用者と同様の使用料を負担するものとする。

(2) 学外使用者の使用料(調律費込)は、25,000円/回とする。

(使用料等の納入)

第6 使用者は、本学の指定する方法及び指定した期日までに使用料等を納入しなければならない。

(遅延損害金等)

第7 遅延損害金、使用料の返還等については、学術館規程第11条、第12条により取り扱う。

(使用上の注意等)

第8 使用者(学内者・学外者問わず)は、グランドピアノの屋根を外して使用することはできない。

2 グランドピアノの移動は、大学スタッフの指示及びサポートにより行わなければならない。

(賠償等)

第9 使用者が使用中に故意又は過失によりグランドピアノを破損等した場合は、修繕費及びこれによって生じた損害を、使用者が負担するものとする。また、使用申請書の記載内容に虚偽があったと判断した場合は、使用許可の取消や使用中止とし、これに伴う損害が生じた場合には修繕費及びこれによって生じた損害を、使用者が負担するものとする。

(その他)

第10 この取扱いに定めるもののほか、使用等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この取扱いは、令和4年4月1日から施行する。

山梨大学大村智記念学術館大村記念ホールスタインウェイ社製ピアノ使用申請書

国立大学法人山梨大学長 殿

申請者 所 属
 職 名
 住 所
 氏 名 ㊟
 連絡先電話番号

(※ 学生が使用する場合は、指導教員等が申請)

下記のとおり、山梨大学大村智記念学術館大村記念ホールのスタインウェイ社製ピアノを使用したいので申請します。

| | |
|-------------------------------|--|
| 申請区分 | 学内使用者 (教職員 ・ 学生)、・ 学外使用者 |
| 使用日時 | 令和 年 月 日 () 時 分から 令和 年 月 日 () 時 分まで 内訳：使用時間 () 時間+調律時間 (2) 時間 = () 時間 ※ 学外使用者は、ピアノ使用時間の前に2時間の調律時間を加え記入ください。 |
| 授業名・研究名・演奏会等名 | |
| 使用目的・ 使用者氏名 (人数) 立会教員氏名 | 目 的： 使用代表氏名： (計 人) 立会教員氏名 (本学学生が使用の場合)： |
| 使用者の音楽歴 (学外使用者のみ記入) | (例：〇〇音楽大学卒、 音楽教室講師 音楽教室を〇年間開校など) |
| 責任者 | 所属： 連絡先： 氏名： 当日連絡先： |
| 特記事項 | |

※学外者の使用にあたっては、必ず事前に本学指定の調律師による調律を行うこと。

※以下、記入不要 (大学記入欄)

| 課長 | 課長補佐 | 担当グループ | 音楽教員 | |
|----|------|--------|------|--|
| | | | | |

大村記念ホールピアノ使用料 要 不要

使用申込上の注意・確認事項

○学内者（教職員）：

音楽関係の教育（授業等）、研究、地域貢献、本学主催の行事を目的としたものに限定し使用できるものとし、それ以外の目的での使用は練習を含め不可とします。

○学内者（学生）：

音楽関係の授業、研究を目的としたものに限定し、かつ本学教員の立ち合いがある場合のみに使用できるものとし、課外活動での使用を不可とします。

○学外者（学長が認めたもの）：

高等教育機関等で音楽を専門に修学した音楽家、音楽教師（使用申請書に記載される学歴・職歴により確認する）、又はこれらの者が主催者若しくは責任者として立ち会う発表会、演奏会等を目的としたものに限定して使用できるものとし、

1. グランドピアノは、クラシック音楽又はアコースティック音楽で使用します。
2. グランドピアノ内部に、マイクを仕込んだり、器具を使用して特殊な音響効果を狙うような使用や、スポットライト等を持ち込んでグランドピアノに照らしたり、装飾器具を装着する等の使用はしません。
3. グランドピアノ使用の際、グラウンドピアノの屋根を外しません。また、グランドピアノの移動は、大学スタッフの指示及びサポートにより行います。
4. 使用中に故意又は過失によりグランドピアノを破損等した場合は、修繕費及びこれによって生じた損害を、使用者が負担します。また、使用申請書の記載内容に虚偽があったと判断された場合は、使用許可の取消や使用中止とし、これに伴う損害が生じた場合には修繕費及びこれによって生じた損害を、使用者が負担します。

使用にあたっては、上記事項を遵守し使用します。

申請者氏名

※ 上記は、グランドピアノを長期間に亘り良好な状態を保ちながら、使用者が適切な手順で丁寧に使用できるようお願いするものですので、ご協力願います。